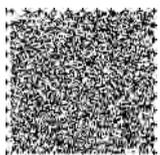


久喜市高齢者福祉計画・

第7期介護保険事業計画





## 1 計画策定の背景・趣旨

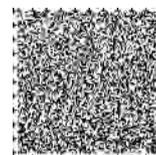
わが国の65歳以上の高齢者人口は、平成29年1月1日現在、3,469万9,000人(出典：人口推計(総務省統計局))で、総人口に占める割合(高齢化率)は27.4%となっています。平成37(2025)年は、昭和22年から24年生まれのいわゆる「団塊の世代」の人たちがすべて75歳以上となる節目の年であり、75歳以上人口の絶対数が急増する時期になります。さらに平成52(2040)年には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化がさらに進展することが見込まれています。

国の現在利用可能なデータに基づく推計によれば、平成37(2025)年には認知症の高齢者が約700万人前後となり、65歳以上高齢者に対する割合は約5人に1人になると見込まれています。国では平成27年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～(新オレンジプラン)」を策定し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを総合的に進めています。

また、平成29年施行の介護保険法の改正により、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目標に進めています。

本市では、平成27年3月に「久喜市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」(計画年度：平成27年度から平成29年度まで)を策定し、「高齢者が安心して すこやかに いきいきと暮らせるまち・久喜」を目指して、各種施策を進めてきました。本計画では、本市がめざすべき高齢者福祉及び介護保険制度の運営に関する基本理念と計画目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に策定するものです。

今後は本計画を基本に、平成37(2025)年を見据えて、本市の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を着実に実施し、高齢者をはじめ、今後高齢期を迎える市民がいきいきと元気に暮らせるよう、生きがいづくり・社会参加の促進、健康づくり・介護予防の推進を図るとともに、安心・安全に暮らせるよう、地域福祉の推進や介護保険事業の円滑な運営を行うなど、様々な取り組みを計画的に進めていきます。

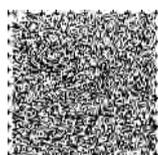
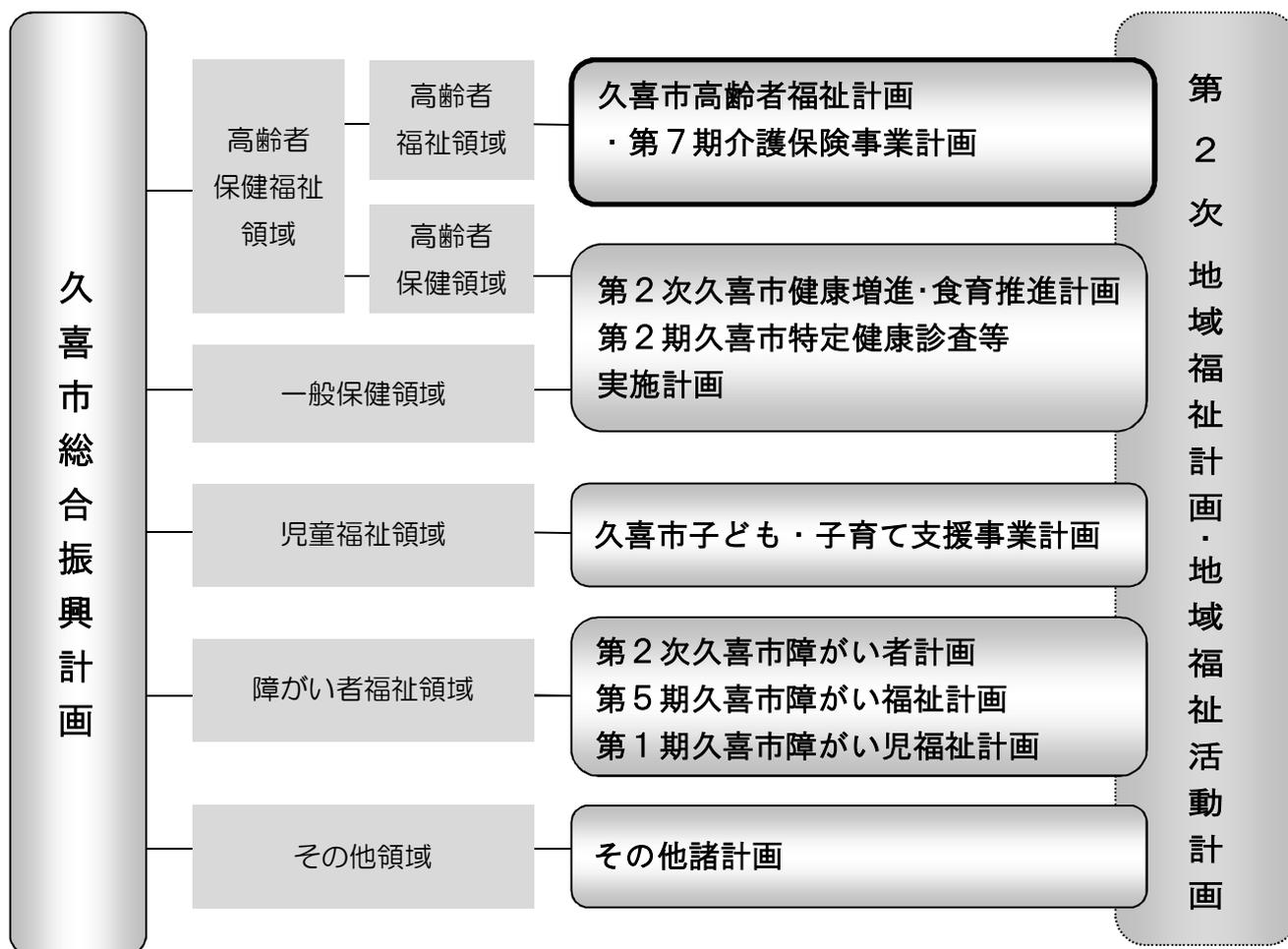


## 2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」として策定します。

また、本計画は本市及び埼玉県に関連計画との整合性を図ります。

■高齢者福祉計画・介護保険事業計画の位置づけイメージ図



### 3 計画策定に向けた取り組み及び体制

○本計画の策定にあたっては、本市の高齢者を取りまく現状や介護保険サービスの状況、利用者の満足度、利用意向などを把握するために、一般の高齢者、在宅の要支援・要介護認定者、介護保険施設入所者、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び介護保険サービス提供事業者を対象にアンケート調査を行い、計画策定の資料としています。

○公募による市民、保健・医療及び福祉の関係者、学識経験者などの参画による「久喜市介護保険運営協議会」に諮問を行い、審議を依頼するとともに、市民意見提出制度（パブリックコメント）による意見の募集を行い、関係者や市民の意見が反映されるよう配慮しています。

○庁内関係各課との連携を図り、久喜市介護保険運営協議会等で出された意見等を参考にしながら、具体的な施策の検討・調整を行っています。

○計画策定後は、本計画の実効性を確保するため、久喜市介護保険運営協議会において計画の進捗状況を把握し、分析・評価を行います。

### 4 計画の期間

本計画は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3か年を対象期間とします。

